

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領（案）」
及び「届出に係る留意事項（案）」に係る意見

パルシステム生活協同組合連合会
代表理事 理事長 大信 政一

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを追求しております。食の安全、安心は組合員の願いです。

パルシステムグループでは、遺伝子組換え作物による環境への影響の懸念等を踏まえて、遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを主原料として使用された食品は原則として取り扱わないことを方針化するとともに、現行の表示制度における対象外の商品についても遺伝子組換え作物の使用を副原料まで確認して組合員に開示しています。私たちは前提として、2018年7月に出された欧州司法裁判所の判決にも鑑み、新形質を作出する速度を飛躍的に高める可能性のある技術であるゲノム編集技術は、生物多様性や食品衛生への予期しない悪影響を予防するため、外来の遺伝子及びその一部が残存しない場合でも生物多様性影響評価や食品安全性審査の対象とするべきだと考えます。

仮に、外来の遺伝子及びその一部が残存しない場合の手続きを届出に留めるとしても、ゲノム編集技術応用食品等の導入状況を正確に把握するとともに手続き上の透明性と検証可能性の担保が必須であり、「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領（案）」（以下「案」）及び「届出に係る留意事項（案）」に対して以下要望します。

記

1. すべてのゲノム編集技術応用食品について安全性審査を行い、その結果を情報公開してください
また、そのためにもゲノム編集技術応用食品等は例外なく全てに上市前の届出を義務付けてください

＜意見の理由＞

ゲノム編集のような新しい技術ではこれまで想定されなかった食品衛生上の問題が生じる可能性がないとは言えないこと、消費者の間でも不安の声が挙がっていることから、上市されるゲノム編集技術応用食品等に対して例外のない一律な情報収集・公開体制を整備することが必要です。また、平成31年3月27日付の「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会 報告書」においては、2.検討の内容に「ゲノム編集技術応用食品に関する情報・データの蓄積等の観点も含め、開発者等からの届け出の実効性の確保」と記載されています。

案4（1）では原則として上市前の届出を求めていますが、輸入食品も含めた全てのゲノム編集技術応用食品等に例外なく上市前の届出を義務付けるべきです。

2. 外来遺伝子及びその一部の残存がないことの確認についても、確認の方法と結果を公開してください

＜意見の理由＞

外来遺伝子及びその一部の残存がないことに関する情報は、届出の対象にはなっていますが、厚生労働省が公表する情報の一覧には明記されていません（案5（3））。外来遺伝子及びその一部の残存の有無は、安全性審査の対象とするか否かを判断する重要な情報であり、その判断の妥当性を第三者も検証できるように、確認の方法と結果を可能な限り詳細に公開するべきです。

3. ゲノム編集により増加・低減する主要成分は、最終的なゲノム編集技術応用食品等に残存する栄養成分以外の成分も届出と公表の対象としてください

＜意見の理由＞

案5（1）⑤及び5（3）⑤では、ゲノム編集によって生じた代謝系に関連する主要成分の変化について、栄養成分のみを届出と公表の対象としています。しかし、栄養成分や既知の毒性物質に該当しない成分であっても、従来知られていなかった健康等への影響が事後に明らかになる可能性は否定できません。最終的なゲノム編集技術応用食品等に残存する成分が増減する場合は、栄養成分であるか否かに問らず、届出と公表の対象とするべきです。

以上